

◇ 海外留学奨学金規定 ◇

(1) 対象条件

広島県内在住または出身で、学力優秀・身体健康であり、経済的援助を必要とし、かつ芸術（音楽を除く）の習熟を志し海外の大学院、大学、短期大学、専修学校などで勉学する人。

(2) 奨学金の額と期間

年間 36 万円を年 2 回（11 月と 5 月）に分けて支給。

期間は 2 年以内。

(3) 申請手続き

奨学金の給付希望者は、所定の申請書（1 枚目、2 枚目）に次の書類を添えて下記住所に提出。

- ① 推薦書（指導教官等による）
- ② 在学証明書または入学許可書
- ③ 成績証明書
- ④ 住民票または戸籍抄本（戸籍謄本でも可）

※提出(郵送)先 〒730-0854 広島市中区土橋町 7 番 1 号 中国新聞ビル 8 階
公益財団法人ヒロシマ平和創造基金
ヒロシマスカラシップ係

※提出書類は A4 サイズでお願いします

（海外在住の場合、用紙サイズが日本と違う場合があります。その場合は A4 サイズに近い用紙でご提出ください）

※外国語で書いてある書類はすべて日本語訳を付けてください

※申請書類に不備があった場合は審査対象とならないことがあります

※申請書類は返却いたしません

※提出していただいた個人情報は目的以外には使用いたしません

(4) 申請書の受付期間

2023年7月4日(火)～9月22日(金) 必着（郵送に限りますので早めに投函してください）

(5) 奨学生の決定

申請書の締め切り後、ヒロシマ平和創造基金「ヒロシマスカラシップ選考委員会」が選出した候補者を理事会の承認を得て決定し、通知する（原則として複数回の奨学生選出はありません）。

(6) 奨学生の義務

奨学金支給期間中は 4 カ月ごとにレポートを提出（原稿用紙 3 枚程度に近況報告等）

在学証明書が 1 年更新の場合は 2 年目にも提出

就学の見込みを失った時、住所ほか異動があったときには事務局に連絡すること

(7) 奨学金の停止について

傷病等のために就学の見込みを失ったとき

レポート・2 年目の在学証明書・成績表の提出がないとき

その他奨学生として不適当となったとき

(8) 問い合わせ先

公益財団法人ヒロシマ平和創造基金

〒730-0854 広島市中区土橋町 7 番 1 号 中国新聞ビル 8 階

T E L 0 8 2 - 2 3 4 - 0 0 6 1

F A X 0 8 2 - 2 9 5 - 3 7 2 8

ホームページ <https://www.hiroshima-pcf.or.jp/>

E メール hpcf@hiroshima-pcf.or.jp

公益財団法人ヒロシマ平和創造基金
理事長 岡 島 鉄 也 様

No. _____
年 月 日

ヒロシマ・スカラシップ2023
第40回海外留学奨学金申請書

写 真

4.0cm×3.5cm

6カ月以内に撮影されたもの

氏 名	年 月 日 生 歳 男 女
現 住 所	〒 _____ (電話) _____ (携帯電話)
留学中または留学先の 国名・学校名・学年	
留学先の本人住所 eメールアドレス	〒 _____ (eメールアドレス)
留学中の国内連絡先 (実家等本人以外の連絡先)	〒 _____ (連絡者名・続柄) _____ (電話)
留 学 期 間	年 月 ~ 年 月 年間
個人レッスン講師名	
留 学 の 目 的 ・ そ の 概 要	

⑨ 申請書(1枚目)は申請者の自著(手書き)でご記入ください。
結果の郵送は国内住所とさせていただきます。